## 年1回の『社内保安査察』を実施!

「危害予防規程」に「定期的に事業所の保安状況を査察し、保安の確保に関し指導する」とあることから毎年 秋に社内保安査察(書類の管理状況のチェック等)を実 施しています。

今年は、昨年秋実施以降にトピックスのあった事項を 集中的に実施することとしました。

廿日市本社は本年9月に保安機関の認定更新をしたことから、10月25日に『保安機関』に関し実施しました。特に問題はありませんでした。



廿日市本社での実施風景



福山営業所での実施風景

福山営業所は昨年11月及び本年9月にバルクローリーを更新したことから、10月26日に『バルクローリー』 に関し実施しました。

昨年秋までは、質量3,000kg以上のLPガスを移動する 車両がなかった為「危険時又は事故発生時の荷送人や応 援要請連絡体制」書面の準備は対象外でしたが、昨年11 月導入の車両は3,700kg積みであったことから今回以降 対象となることが判明し、直ぐに書面を準備しました。

定期的な社内査察が必要なことを改めて感じました。

『定期的な社内査察』により 『保安の確保』を維持していきます。